

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】</p>
<p>本件FX取引のリスク等重要事項について 1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくはは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p> <p>セントラル短資FX(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Haitong International Financial Services (Singapore) Pte. Ltd.(証券業:シンガポール通貨庁)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>ADS Securities London Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd(金融商品取引業:豪証券投資委員会)</p> <p>シンプレクスFX・スマートクロス株式会社(事業法人)</p> <p>フィリップ証券(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p><u>OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁)</u></p> <p>7.(省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>令和元年6月22日 改訂</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本件FX取引のリスク等重要事項について 1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくはは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p> <p>セントラル短資FX(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Haitong International Financial Services (Singapore) Pte. Ltd.(証券業:シンガポール通貨庁)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>ADS Securities London Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd(金融商品取引業:豪証券投資委員会)</p> <p>シンプレクスFX・スマートクロス株式会社(事業法人)</p> <p>フィリップ証券(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>7.(省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>